上欄	下欄		
名称	関係告示	所在地	地域
高梨氏庭園	平成十三年文部科学省告示第百三十九号	千葉県野田市上花輪字行ノ内	五一八番一、五一九番一、五一九番二、五一九番三、五一九番六、五二〇番一、五二〇番三、五二〇番四、五二〇番五、五二〇番六、五二〇番七、五二〇番八
頼久寺庭園	昭和四十九年文部省告示第百三十一号	岡山県高梁市頼久寺町	一二番一、一二番六、一三番九、一三番二二、一四番三、一七番、一八番一のうち実測四三三四・〇三平方メートル 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を岡山県教育委員会及び高梁市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

○文部科学省告示第百二十一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十二条第一項の規定により、次の表に掲げる天然記念物の指定を解除する。

平成二十一年七月二十三日

文部科学大臣　塩谷　立

名称	所在地	関係告示
共和のカシの森	山口県美祢市秋芳町青景字森ケ浴四〇七番	大正十四年内務省告示第百七十号

○文部科学省告示第百二十二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百三十四条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる重要文化的景観に同表下欄の地域を追加して選定する。

平成二十一年七月二十三日

文部科学大臣　塩谷　立

上欄	下欄		
名称	関係告示	所在地	地域	面積
通潤用水と白糸台地の棚田景観	平成二十年文部科学省告示第百三十一号	熊本県上益城郡山都町	山都町大字津留、白藤の一部 備考　地域に関する実測図を熊本県教育委員会及び山都町教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	約七三・七ヘクタール

○文部科学省告示第百二十三号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百三十二条第一項の規定により、次の各表に掲げる記念物を文化財登録原簿に登録する。

平成二十一年七月二十三日

文部科学大臣　塩谷　立

名称	所在地	地域
国立西洋美術館園地	東京都台東区上野公園	一番二のうち実測七〇七九・八平方メートル、一番二一、一番二三 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を東京都教育委員会及び台東区教育委員会に備え置いて縦覧に供する。
鶴舞公園	愛知県名古屋市昭和区鶴舞一丁目 同　中区千代田五丁目	一〇一番のうち実測七〇三一五・五二平方メートル、一〇二番、一〇三番、一〇四番、一〇五番、一一二番、一一三番、一一七番、一一八番、一二〇番、一二一番、一二二番、一二四番のうち実測三〇九七五・六六平方メートル、一二五番のうち実測九九二六五・一一平方メートル、一二六番 二五〇一番 右の地域に介在する道路敷を含む。 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を愛知県教育委員会及び名古屋市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

○国土交通省告示第七百九十二号

自動車等の安全性能に関する評価等に関する規程（平成十一年運輸省告示第四百四十号）第三条第一項及び第二項の規定に基づき、平成二十一年度自動車等安全性能評価実施要領を次のように定める。

平成二十一年七月二十三日

国土交通大臣　金子　一義

平成二十一年度自動車等安全性能評価実施要領

（この告示の趣旨）

第一条　この告示は、平成二十一年度における自動車及び年少者用補助乗車装置（以下「自動車等」という。）の安全性能に関する評価を実施し、その結果を公表するための実施要領を定めるものとする。

（用語の定義）

第二条　この告示の用語の意義は、次の各号に掲げるもののほか、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）、道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）及び道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）に定めるところによる。

一　「年少者」とは、新生児、乳児又は幼児のうち体重が十八キログラム以下の者をいう。

二　「年少者用補助乗車装置」とは、国土交通大臣の指定等を受けた次に掲げる装置又はこれに準ずる装置をいう。

イ　主として乳児を連続した面上に寝かせた状態にして、自動車の進行方向に対して横向きに乳児を拘束又は定置する装置（以下「乳児用ベッド」という。）

ロ　主として幼児を座席ベルトによって直接拘束しないものであって、インパクト・シールド（正面衝突の際に年少者の前方移動を防止するために、年少者の正面に取り付ける装置をいう。以下この号において同じ。）、インパクト・シールド及び補助シート（幼児を着席させるために自動車の座席上に乗せる装置又は自動車の座席部に装備する装置であって、シートクッションを備えたもの又はシート・クッション及びシート・バックを備えたものをいう。以下この号において同じ。）、インパクト・シールド、補助シート及び年少者用ベルト並びに年少者用ベルト及び補助シートのいずれかによって幼児を後ろ向き又は前向きに拘束又は定置する装置（以下「幼児用シート」という。）

三　「後ろ向き」とは、自動車の進行方向に対して逆方向の向きをいう。

四　「前向き」とは、自動車の進行方向に対して同方向の向きをいう。